

第 1 1 号議案

蒲郡市下水道条例の一部改正について

蒲郡市下水道条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市下水道条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市下水道条例の一部を改正する条例

蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から引き続き公共下水道を使用している場合における改正後の第15条第1項の規定は、平成31年12月1日以後に算定する使用料から適用し、同日前に算定する使用料については、なお従前の例による。